

令和6年度第2回武蔵野市男女平等推進審議会 議事要旨

日 時：令和6年11月1日(金) 午後6時～午後7時45分

場 所：武蔵野市立男女平等推進センター会議室

出席委員：諸橋会長、生駒委員、大島委員、大田委員、高丸委員、中村(邦子)委員、
中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員

欠席委員：小林副会長、伊藤委員、篠原委員

説明員：男女平等推進担当課長、子ども育成課長、子ども家庭支援センター担当課長

1 開 会

2 議題

(1) 前回の議事要録の確認

(2) 第四次男女平等推進計画推進状況（令和5年度実績）のヒアリング

・対象：子ども育成課（基本目標Ⅱ）

子ども家庭支援センター（基本目標Ⅱ、Ⅲ）

男女平等推進センター（基本目標Ⅲ）

(3) 第四次男女平等推進計画推進状況評価（令和5年度実績分）について

・基本目標Ⅰ「男女平等の意識を育むまち」

・基本目標Ⅱ「生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち」

・基本目標Ⅳ「男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち」

(4) 第五次男女平等推進計画推進状況の評価方法について

3 その他

4 閉 会

【会長】 第2回武蔵野市男女平等推進審議会を開催します。議題1、前回の議事録の確認です。ご説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 それでは、資料1が要録です。修正等ありましたら修正いたしますのでご指摘ください。

【会長】 では、何かご指摘がありますでしょうか。今なくても、本日の終わりまでも結構ですし、会議後なら1週間以内に、事務局にご連絡をいただければと思い

ます。

では、議題（２）第四次男女平等推進計画進捗状況、昨年度分の実績のヒアリングに移ります。基本目標Ⅱに関連して子ども育成課、基本目標ⅡとⅢに関連して子ども家庭支援センター、基本目標Ⅲに関連して男女平等推進センターからも伺いたいと思います。前回の資料７を使いながら各課ご担当の進捗状況について３分～５分ぐらいでお話ください。では子ども育成課からお願いいたします。

【子ども育成課長】 では、７ページを御覧ください。基本施策Ⅲ「子育て及び介護支援の充実」の３０番、「子育て支援施設のサービスの充実」です。各保育園での子育て支援事業は引き続き実施しました。また、御殿山にある中央高架下公園等を活用して、公立保育園の副園長が公園に大型絵本を持っていたり、一緒に歌を歌うという事業をしながら、保護者や子どもたちの子育て支援を行いました。これはLINEで広報をしており、集客力も向上しました。

３４番「病児・病後児保育の拡充」、病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進するということです。新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、預かり保育の実施を支援しました。また、施設の空き状況やキャンセル待ち情報について、３施設それぞれのホームページやX等により情報発信を行いました。

３５番「待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応」です。令和２年度から令和５年度まで、４年連続で待機児童数ゼロを維持継続しています。

近年の積極的な保育所整備等によって、認可外保育施設だけではなくて、認可保育施設においても定員に余裕が生じ始めています。市の将来人口推計では、未就学児人口が令和１５年まで減少傾向の見込みですので、令和５年度以降の開設に向けた保育所整備は一時休止しています。ただし、大型マンション建設等によって著しく地域の保育需要の増加が見込まれるなど、施設整備の必要性が生じる場合には、適宜検討したいと考えております。

指導検査については、このところ新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に配慮して、書面中心の検査を行ってきましたが、今年度は、新型コロナも落ち着いたため実地検査を行っています。

【会長】 ありがとうございます。次は子ども家庭支援センターのご説明をお願いします。

【子ども家庭支援センター担当課長】 はい。では、時間の関係もありますので大

きな動きがあった部分を中心に説明いたします。

7 ページの 29 番「子育て支援施設の整備」です。子育てひろばと呼んでいますが、週 5 日以上、1 日 6 時間以上開設している未就学の親子が集まる場のことを常設の子育て支援拠点と位置付けており、市内では境南町、西久保、吉祥寺南町の 3 地域が、ベビーカーを押して歩いて行ける距離に常設の地域子育て支援拠点がない空白地域になっています。そのため、令和 4 年度から令和 6 年度と 3 か年をかけて、毎年 1 か所ずつこれら各地域に開設していこうと計画をして、取り組んでいます。

令和 5 年度は 1 か所、境南町に民間事業者のプロポーザルで新規の子育て支援拠点を開設することができました。令和 4 年度は該当の事業者がなく開設ができなかったため、その分 5 年度は 2 か所設置したかったのですが、開設できたのは 1 か所でした。現在、来年度からの 5 か年の計画である第六次子どもプランを策定中ですので、その中で、今後の子育て支援拠点の整備に関して検討したいと考えています。

51 番「配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止」、56 番「配偶者暴力に関する相談体制の整備」です。これは、ひとり親の相談と一括で行っており、相談件数は、令和 2 年度以降、大きな増減はなく、ほぼ横ばいです。また、DV 相談の延べ件数ですが、こちらもここ 3 年程度、大きな数の変化はありません。DV 等の理由により緊急一時保護を行ったのは、昨年度は 2 世帯です。

なお、昨年、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村計画が第五次男女平等推進計画の中に盛り込まれていますので、今後これに基づいて女性支援に取り組んで行きたいと考えています。

【会長】 ありがとうございました。次は男女平等推進センターのご説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 はい。まず 52 番「若年世代への意識啓発」です。成蹊大学との共催でデートDV に関する公開出前講座を行いました。参加者は 176 人が大学生、大学生以外の方が 2 人です。また、デートDV の相談カードを作り直し、東京都ウィメンズプラザの男性相談の情報を追加しました。

53 番「『女性に対する暴力をなくす運動』の実施」です。図書展示は図書館 3 館で 184 冊展示をし、貸出しが 122 冊ありました。講座を実施することに比べれば、地味な事業ですが、啓発としては有効な方法ではないかと考えています。

55 番「女性総合相談の実施」。相談件数は 60 件。昨年 59 件でしたので、ほぼ同

じです。なお相談枠120枠に対して60件でしたので、利用率は50%です。内容は多い順に家庭の問題46件、心の問題11件、生き方10件、暴力は1件でした。ほかに女性法律相談を実施しており、相談件数は18件です。内容は離婚に関するものがほとんどです。子ども家庭支援センターとは随時、また定期的に情報共有を行っています。

58番「配偶者暴力に関する相談窓口の周知」。相談カードを公共施設のトイレ等に設置をしています。

59番「男性のための相談に関する情報提供」。東京都ウィメンズプラザの男性相談を案内することとしています。昨年度は、デートDVの相談カードに、東京都ウィメンズプラザの男性相談の情報を追加したり、今年度は、市ホームページから東京都の男性相談の情報につながるリンクを貼るなどしています。

70番「相談関係職員研修の充実」。相談事業の委託先に、研修に関する情報提供をしています。

73番「性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発」については、暴力防止、暴力をなくす運動など取組を行っています。73番も暴力をなくす運動の期間の取組です。

81番「自主グループの支援」。ひとり親家庭に関する相談とか講座等を実施するとなっております。女性総合相談や女性法律相談の中でひとり親に関する内容も受けましますし、必要に応じて関係機関につなぐ対応をしています。

92番「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発」は、男女共同参画フォーラムで、性教育ユーチューバーのシオリーヌさんを講師に招き、性教育に関する講座を実施しました。

【会長】 ありがとうございました。それでは、御質問や御意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】 子ども育成課に伺います。35番の待機児童については、少子化が進んでいるので、むしろ定員割れをするところがどんどん出てくるのではないかと思います。結構小さいものも作ったと思うんですが、例えば公立保育園の定員を減らすなど、調整をしていくんですか。

【子ども育成課長】 待機児童対策の現状についてですが、5年連続待機児童ゼロにはなっていますが、結構ぎりぎりだという認識を持っています。3歳から5歳児ク

ラスは比較的空きがありますが、ゼロから2歳児についてはほとんど空きがない。特に1歳児クラスは、育児休業手当金が充実してきたこととも関係すると思うのですが、1歳児から保育園に入りたいという方が増えています。ゼロだから問題がないというわけではなく、引き続き待機児童対策をしていかないといけないと考えています。

一方で、確かに認可保育所を含めて空きは出始めています。そこに行政としてどのような支援ができるのかというのは、よく聞かれるのですが、例えば国では、宿舍借り上げといって、保育士の方が家賃を払うときに、国と都で8分の7、事業者が8分の1家賃を補助する制度があります。武蔵野市では、期末報奨金の補助というのがありまして、勤続年数に応じて、ボーナスに相当するタイミングで補助金を出すという事業を行なうなど、処遇改善のための支援を行っています。

また、ゼロ歳から2歳児で年度当初に空きがあった場合、一時保育で余裕活用型の一時保育という事業がありますが、それを通年でやる場合、3か月間基本単価を補助するということを今年から始めました。市としてもできる限りこのような空き枠対策をしながら、引き続き事業者の御意見もお伺いしていきたいと思っています。

【委員】 親御さんたちが必要な保育ができるような状況になるよう頑張って調整されていらっしゃるんですね。

【子ども育成課長】 そうですね。あとは、認可保育所に入りたいという方が多いんですけども、認可外保育施設も運動やスポーツに力を入れているとか、英語教育に力を入れているとか、特色があったりしますので、一定の幼児教育のニーズはあると思います。

【委員】 ありがとうございます。借り上げ社宅なんかも随分されていらっしゃるんですね。保育士の方たちが、市内に宿舍を求めなきゃいけないというルールがある。

【子ども育成課長】 そうですね。借り上げていただく。事業者さんが住まいを借り上げていただいといるところが前提になります。

【委員】 あれは随分厚いサービスで、利用するというか、保育士の方の確保には役立ちますよね。わかりました。

【委員】 ゼロ歳は入れるんだけど、1、2歳がほぼ入れなくて、困っているお母さんたちによく会います。例えば3歳から5歳が少し空いてきたとして、その分を、ほかの年代用に使えないのでしょうか。

【会長】 融通できないのか。

【委員】 はい。枠が1とかゼロとかじゃないですか。

【子ども育成課長】 そうですね。

【委員】 ゼロ歳との調整で1、2歳がもう少し入れるようになればいいと思うのですが。

【子ども育成課長】 そういった御意見はよくいただきます。可能であればそうしたいのですけれども、難しいのは、ゼロ、1、2、3歳それぞれに必要な人員とか面積基準があるんですよ。

【委員】 そうですよ。人数。何対何ですよ。

【子ども育成課長】 それぞれのクラスの造りが、ゼロ歳児ならゼロ歳児、1歳児の1歳児のしつらえをしているので、例えば2歳、3歳のほうに空きがあって、じゃあ、そっちに単純に連れていけばいいのかというと、必ずしもそうならないところがあって、そこは現場で苦慮しているところです。

【委員】 そうですね。そこは無理ですね。

【子ども育成課長】 1歳児、2歳児クラスに入れない保護者の方からもそういった声はあります。今、実態としては待機している方もいますし、あとは、認証保育所のほうは、比較的フレキシブルにゼロ歳児とか1歳児の定員を変えて受入れをしているところもあるので、そういった形で受け入れてもらったりしています。

【委員】 何か所かそういうのがあると、少しは緩和するのかなという。

【子ども育成課長】 そうですね。あとは、保育施設に入れなくて、一時預かりを活用する方もいます。コロナ禍が明けて、昨年度の利用実績は過去最多でした。

また、東京都で、ベビーシッターの一時預かりについて、日中なら1時間2,500円の補助を出す制度があるのですが、それを活用して、保護者が美容院に行ったり、冠婚葬祭に行ったりということもあります。

【委員】 でも仕事ができるほどはカバーされてないですもんね。

【子ども育成課長】 そうですね。

【委員】 なかなか難しいですね。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。保育園は土日はやっていないわけですよ。

【子ども育成課長】 土曜日はやっています。

【会長】 休日や日曜に出勤する人も少なくないでしょうから、学童も含めて何か

できないかなと思うのですが、日曜日は無理ですかね。

【委員】 放課後デイなんかもまた別にありますか。

【子ども育成課長】 放課後デイはまた別ですね。日曜日は、保護者の方のニーズの話と、あとは、保育士の働き方の話がありますから。

【会長】 働き方の問題がありますからね。日曜日も働けというのはね。働き方改革。

【子ども育成課長】 そうですね。そこのバランスがなかなか難しいところはあるんですけども。

【委員】 日曜までやるとなると保育士の確保が難しい。2園やっていますが、採用は紹介以外では確保できないぐらいで、とても採用コストがかかります。武蔵野市がされているいろいろな支援はいいなと思います。

【会長】 現状ではなかなか難しいということですね。ほかはいかがでしょうか。頑張っておられることはよく分かりました。

【委員】 子ども家庭支援センターに聞きたいんですけども、女性支援新法の取組について具体的にどんな感じで動き出しているのでしょうか。

【子ども家庭支援センター担当課長】 最初に、この法律の成立の経緯を説明いたしますと、もともと売春防止法に基づく婦人相談員がいて、そこにストーカー防止法や配偶者等暴力防止法などを根拠とする相談や対応など、様々な役割が付加されながら女性の相談や支援を行ってきました。売春防止法が時代にそぐわなくなっているうちに、様々な法律をつぎはぎにして対応しているなど、実態に合わなくなっていたので、それらを整理し今まで現場レベルでやっていた相談対応に法的な根拠を持たせたものがこの法律ですので、急に新しいことを始めるというよりは、実態に法を追いつかせたものだと考えています。

この法律の新しい部分としては、市は努力義務ですが、計画を策定することや、民間団体と連携することなどがあります。計画については、第五次男女平等推進計画に包含して策定し、啓発、相談体制の整備、女性相談支援員の研修の3事業を記載していますので、これらを実施しつつ、新しい取り組みについては他市の動向を見ながら研究していきたいと考えています。

【委員】 具体的にはこれからということですね。

【子ども家庭支援センター担当課長】 はい。

【会長】 困難女性をどう入れ込んでいいのかというのは難しいですね。大事なんですけれど。

【委員】 困難女性の取組で、民間団体との連携といったお話がありました。私はフードパントリーの活動をしているのですが、連携の選択肢の中にいろいろな団体や組織を入れておいていただくと、何かあったときにすぐご連絡ができたり、支援ができたりするのかなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【会長】 市は、そういうNPOなどは把握しているんですか。

【子ども家庭支援センター担当課長】 子ども食堂や学習支援のネットワークがありますので、そこに関わっている団体は把握しています。それぞれの団体は活動の頻度や、対象などスタンスも様々ですので、どういった支援ができるかなどは今後の課題ではあります。

【会長】 団体から市役所側に、私たちこんなことをやっていますという情報提供でもしてくれればいいでしょうけれども、そうでないと市は分からないでしょうね。

【委員】 この法律はDVであるとか、デートDVであるとか、性的虐待であるとか、女性の支援について、法律がばらばらだったものが、いい意味で一つになったわけなので、これを糧に何か新たな展開ができないか、何か仕掛けられないかとすごく思っているんです。居場所づくりみたいなところからスタートする方法もあると思います。その中にフードパントリーや、子ども食堂もあったりして、居場所をやっている中で、誰が何を必要としているのか見えてくるものがあると思います。けれども、そこがなかなか動かず実現しない。子ども家庭支援センターは、子どもも真ん中に置けるし、女性も真ん中に置けるという立場で総合的にやれているから、役割としてはすごくいい立ち位置だと思うので、どういう取組をしていくのかなというのを聞きたかった。

【委員】 教えてください。子ども家庭支援センターがどういうことをするといいいのか。私は全然知らない世界だから、もう少し聞きたいです。

【委員】 例えば、広い意味での居場所をあちこちに拠点をつくっていくと、そこにちょこっと子育て中のお母さんが来て、その中でDVが発見されたり、性的虐待、子どもの虐待が発見されたりすることもある。広い、緩やかな居場所づくりは子育て支援の中でもできると思うんですね。

その目的のために集まるのではなく、何か一つのテーマを決めて、ファシリテータ

一もいる。そんな中で参加者の状況が見えてくる、そのような居場所ができればいい。ただ、民間だけでは難しいので、行政と一緒にやっていけたらいいなと思っています。

【委員】 市報と南町コミュニティーニュースに載っていたと思いますけれども、今度11月26日、南町で社協のサロンがあります。町内の喫茶店に行って、社協の人がいる。カフェぶらんぼぜ。まさにおっしゃっているようなものではないかと思います。

【委員】 そうかもしれない。

【委員】 これはいいなと思っていたのですが、委員がおっしゃっていたものに近いかもしれない。居場所づくりではないですけれども。居場所ということでは、多分子ども食堂を広く開放して、そういうところでついでに出先で社協と生活相談とかできて、それがまた行政サービスにつながるといいんじゃないかというお話ですよ。

【子ども育成課長】 社協の話ですが、市民を待っていても、市民は出て来られるとは限らないので、カフェなどにアウトリーで出かけて行って相談に乗り、必要に応じて行政や関係機関につなでいくという発想で、開始したというのは聞いています。居場所とは違いますが、相談の取っかかりをつくろうとしているようです。

【会長】 先ほど出た境南町の地域子育て支援拠点なんかは、そういうイメージですか。

【子ども家庭支援センター担当課長】 未就学の親子が誰でも来られる場です。子どもを遊ばせつつ、日頃の子育ての不満だったり不安だったり、そういうことをぼろりとスタッフに言っていただくというのが大事で、何でもないことから会話をして、信頼関係を積み重ねていく中で、初めて大事なことを話せるのではないかと思います。相談者と相談される側との関係性はおっしゃるとおり大事だと思います。そういう居場所は、誰でも来られる緩い場所であることが大切だと思います。対象をひとり親などと限定すると、人目を気にして行きにくい場所になってしまう懸念があります。

【会長】 貧困というまなざしで見えてしまうだろうな。分かりました。

【委員】 子ども食堂なんかは、赤ちゃんからお年寄りまで来ているので、今は、貧困という目で見られることは少なくなっています。誰でも来られるところで、フードパントリーなんかを別の場所で行っているときは、そこに福祉公社の人だったり行政

書士さんや司法書士さんが来ていて、自然に顔見知りになって相談するとか、若い方が自分の奨学金の問題でにっちもさっちもいかなくなっただけで相談するということがあります。みんなが集まる場所に専門家がアウトリーチでいるということで、1回では無理かもしれませんが、毎回毎回繰り返しているうちに、一度相談してみようということで、相談につながる。自分からそこに行くのは無理かもしれませんが、食料を取りに来て、ちょっと相談しようという形がもしかしたら今後はいいのかなという感じがします。

【会長】 緩やかなということで、いい提案ですね。そういう居場所がたくさんあるといいなと思いますが、これは事業者を募集して、選定しなきゃいけないんですね。

【子ども家庭支援センター担当課長】 地域子育て支援拠点は、プロポーザルで募集しましたが、今話にあったような居場所を考えるのであれば、対象が全世代なのかなど検討しなければならない課題は多いと思っています。

【委員】 多分既存のものにどう掛け合わせるかということですよね。

【会長】 新しくつくと大変ですよ。

【委員】 新しくつくるよりも、今、委員がおっしゃったような。

【委員】 今あるものにどう関連させながら大きくしていけるかということなんですよね。

【委員】 付加価値を付けるか。

【会長】 新しく場所をつくと大変だもんね。

【委員】 新たなものを立ち上げるというより、今一生懸命やっている人たちをつなげて、アウトリーチできるという感じをつくれたらいいですね。みんなそれぞれは一生懸命やっているわけですよ。

【会長】 やっているからね。

【委員】 だけど、何かつながってなくて、孤立してしまうというか、自分のところだけでやっているみたいなどころがあるので、この支援法ができたんだから、もうちょっとつながってやっていけばいいかなと思うんです。あと、DVの相談を受けていて思うのが、発達障害の人たちが苦労しているというか、大変な思いをしていることがすごく多いんですよ。夫婦になったときに、人間関係の面で不自由な方たちが多から、なかなかコミュニケーションがうまく取れなくて、モラハラDVを受けてしまうという現実があります。発達障害かどうかははっきりわからないまま女性が

結婚し、その後、何となくひきこもって自分の世界ができてしまう。

そして、夫からの暴力を受けてしまうと、自分は駄目な人間なんだと思ってしまう。そこを何とかしないと、DVの問題はなかなか解決していかないと思っています。20歳過ぎて放課後デイに通えなくなってしまった、18歳を過ぎた子どもたちに行き場所がなく、自分のことを話せる場がなかったりというのもあり、それがDVにつながる場合も結構あるので、そういう意味でも、若者支援とも連携ができると思うんですよね。ですけれども、それがみんな分かれていて、縦割りになっているから、駄目なのかなと思ったりします。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 すみません、長くなりました。

【会長】 貴重な話がいろいろ伺えて、勉強になります。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 男女平等推進センターで、デートDV講座というのを成蹊大学と共催でやっていますが、とてもすばらしい講座なんです。私は毎回見ているんですけれども、もう10年間以上、新しい内容を入れてアップデートしながらやっています。だから、成蹊大学生は1年生でそれを取ると、それなりに今後の人生の指針になるのかなと思っています。ですけれども、武蔵野市にはほかにも大学がありますよね。私も働きかけに行ったことがあり、断られたこともたくさんあるんですけれども、そういうことをもう少し積極的にすると、若い人たちが大学生の間に、デートDVについて認識が生まれるような、そんな講座を若いうちに各大学で実施するにはどうしたらいいんでしょうかといつも思っているんです。

【男女平等推進担当課長】 これは、成蹊大学の講座を市民にも公開するという形で行っているものですので、他大学の学生が受講してもいいんですけれども、平日の日中ですので、時間も取れない、行けないという事情があるのかなと思っています。今年はYouTubeのオンデマンドで、好きな時に見られるような形式にしました。昨年よりも申込みは多くなっていますので、こういう工夫をしていくことで裾野を広げられるのではないかと思います。

【委員】 というか、学校で授業の1つの単位として、こういう講座があって、それを使えますよというところまでを市がPRしたら、もしかしたらそのオンデマンドを使ってくれるかもしれない。先生は1単位助かるわけだから。

【会長】 そうだね。

【委員】 それが可能なら。

【男女平等推進担当課長】 大学の単位となると、どういうやり方があるかなと思いますが。

【委員】 ホームページに御相談くださいと載せておいて、ICUさんでもぜひ使っていたら。

【会長】 使ってくださいとか。

【委員】 一度見本を持って社会学の先生のところに行くとか。

【委員】 とにかく何かしないと広がらないんですよ。見たい人が見られるよというのではなかなか誰も見ないので。授業だと必ず見るんですよ。

【委員】 授業に組み込めるけれども、先生がそういうのは大変だし、お金もかかる。じゃあ、ユーチューブであるんだから、そのリソースをそこに使うとかね。

【委員】 それは、NPOを立ち上げて、地域で作った教材を売り込みに行くNPOがあったほうがいいですよ。何とか事業のうちの一環として。

【男女平等推進担当課長】 例えば女平等に関する出前講座を今年から開始したところですが、市立の小中学校や保育園に説明をしてみると、正規の授業の枠ではなくても、学校公開などでやってほしいと希望されるところもあります。大学の仕組みはまた違うと思うので分からないんですけども、考えていきたいと思います。

【委員】 よろしくをお願いします。

【会長】 いいですね。

【委員】 この場にいらっしゃる先生方はどう思われますか。使いたいとか、使いたくないとか、広めたいとか、こういうふうに横に自ら広げるとか、アカデミック間での口コミほどいいものはないので、

【委員】 素材としてそういうものがあれば、使う大学はあると思うんですね。うちの大学は自前で作ってまして、授業内で展開もしています。あと、新入生のオリエンテーションのプログラムに組み込んで必ず見させる。うちの場合、日英両語で作らないといけないので、そういうことをやっているんですね。

学生だけではなくて教職員にもということで、今年から教職員用のプログラムというのも立ち上げて、それも日英両語なんです。そういう意味では少し特殊なので、それを例えば一般の皆さんに使えるようにするというのはなかなか難しいんですけど

ども、逆に汎用性の高い、日本社会に合わせたものを、市とか、NPOさんでもいいと思うんですけども、作って、それが無料で使えるようであれば、それを素材として使いたいという教員は多いと思います。

【委員】 そのリンクとかがあれば、それを、ジェンダー教育に携わるお知り合いに流してくださいと、大学の先生をなさっている委員にお願いすれば、「それはいい考えだ」と言って使ってくれる可能性が上がるんじゃないですかね。売り込みに行くよりもね。

【委員】 とにかく使っていただくことが大事で。

【委員】 そうですね。

【委員】 18歳ぐらいのあたりで一度見て、なるほどと。

【委員】 委員とかも、こういうのがあるよといえる相手がいらっしゃりそうじゃないですか。

【委員】 大学ですか。

【委員】 大学じゃなくても、人とか組織とか。

【会長】 大学では1コマ使えるよね。

【委員】 使ってください。

【委員】 埼玉大学で私もジェンダーの授業をやっているのですが、その中では当然デートDVは扱います。

【会長】 扱うよね。

【委員】 ジェンダー関係の教員はいろいろな素材は既に持っているのですが、市で新しいものを作って、それがすごくよければ使うということにはなると思うんです。コロナ前になりますが、さいたま市と埼玉大学の今で言うダイバーシティ推進センターが共催で、デートDVとか学校生活を安全に過ごすための講座、研修を新入生全員に向けて、市が5人ぐらい講師を選定して、派遣してくれていました。コロナ禍で対面が難しくなったので全部PDF化したところ、見る学生は少なくなっていました。さいたま市内の全部の大学と連携するのは難しいけれども、少しずつ増やしていくということは考えられるのかなとは思っています。ですので武蔵野市でもちょっとずつ増やしていくということは考えてもいいのかなと思いました。

【会長】 そうやって成功した講座を録画しておいて、オンデマンドでほかのところでも使ってもらおうという二毛作、三毛作は十分意味があると思いますので。あと、

せっかくですから、ぜひ高校にも広めたいですね。

では、本日のヒアリングはここまでいたします。課長の皆様どうもご出席ありがとうございました。ご退席ください。

さて、それでは、議題（３）第四次男女平等推進計画の進捗状況評価、昨年度の実績分です。御説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 それでは、資料２です。下線が引いてあるところが、前回のヒアリングでのご意見を記載したところです。下線がない部分は、各主管課からの報告を要約したものですので、下線のところだけ一緒にご確認いただきたいと思っています。

では、資料２の１ページ、下のほうの枠「男女平等の視点に立った学校教育の推進」の一番下のところです。子どもたちが昔よりも性に関する情報に多くさらされていることに留意しつつ、加害者にならない教育について取組の充実を図られたい。これは委員がおっしゃられていたことから拾った言葉です。

続きまして、２ページは特に意見としてはございません。

３ページです。３ページの施策（１）「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発」、育児は親だけではなく、子どもを持たない人たちを含めて周囲で支えていく必要がある。そのような視点での意識啓発もできるとよい。これは委員がおっしゃっていたことです。合っているかどうか御確認いただきたいのですが、発言の内容としては、育休を取る人のしわ寄せが独身者にばかり行かないようにする、そういう意識にならないようにするためには、コミュニティで子育てを支えるという啓発が大事だという趣旨でお話されていたと理解しましたのでこのようにまとめました。

【委員】 「周囲」を「コミュニティ」に変えたらいいんじゃないですか。

【男女平等推進担当課長】 武蔵野市でコミュニティという言葉は、コミュニティセンターがあつたりして、特別な読まれ方をする可能性があるので避けました。

【委員】 じゃあ地域社会はどうでしょう。

【会長】 そうね、地域社会がいいか。地域社会で支えていく必要がある。

【男女平等推進担当課長】 次に４ページの枠のボツの下から３つ目、市職員の超過勤務の話です。超過勤務が多い状況は続いているので、抜本的な業務の見直しや、部署や時期、個人によってもかなりばらつきがあるんだというような話がありましたので、個人による超過勤務の不均衡解消にも取り組まれないといたしました。

それから、その下です。土日に勤務があることは完全にはなくせない。あることを前提としつつ、どのような取組ができるのか考えるべきだと。例えば休日出勤時に保育園や学童保育などが利用できれば、子育て中の人には大きな助けになるということとでまとめました。こちらは職員の超過勤務などの話の中で出てきたところですが、この課題は職員に限ったことではなく、市民全般にも言えることだとすると、置き場所がこの場がいいのか、保育などの項目の方に置くのがいいか悩んだところです。

5 ページになります。審議会、委員会の女性委員の比率のお話です。ポツの上から2つ目、女性委員が少ない会議体、防災会議とか国民保護会議とかありますが、充て職で男性が多くなっている等、個別に事情はあると思われるが、公募委員制度を検討するなど工夫の余地もあるのではないかと。また、より根本的には、充て職とされている各種の責任ある職に女性が就けるような仕組みづくりが必要であるとしました。これも委員がおっしゃっていたところなども併せてつくりました。

それから、そのポツの2つ下、女性活躍推進はリスキリングとワーク・ライフ・バランスの2つの視点に分けて考え、取組を進めるとよい。この辺りは委員の話です。自信を持って管理職を目指すことができるようになるには、ディベート研修などもアイデアの一つである。これは委員がおっしゃっていたところを入れています。その下、職員のライフステージの状況に応じて人事的な配慮をするなど、組織として人を守りながら育てることも大切である。これも異動への配慮だとか、教育の機会を与えるとか、そういった配慮のことです。

それから、枠の一番下、防災会議について、防災会議は女性の委員を増やすよう工夫されたいということも入れております。

11 ページのポツの3つ目、先ほどと同じですが、子どもたちが昔よりも性に関する情報に多くさらされているということに留意して、加害者にならない教育について取組の充実を図られたいと。これは、メディアリテラシーにも関係した話ですが、こちらにも記載をいたしました。

ここまで、前回のヒアリングを受けて作成しましたが、今日のヒアリングでのご意見はまた追記をして、次回ご確認いただきたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】 4 ページの基本目標Ⅱ「生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち」で、土日に勤務があることは完全にはなくせない。あることを前提としつつ、

ワーク・ライフ・バランスのもうちょっと具体的な提案を、代休取得等と入れたい。

【男女平等推進担当課長】 代休は制度としてはありますので、取得しやすくするということでしょうか。

【会長】 そういうことでしょうね。

【委員】 取得させるとか。そうすると、今度は仕事の量のプライオリタイゼーションとかワーク・ライフ・バランスとか、そういうことになってくるんですけども、土日出勤しても、代休なんか取っている暇はないというようになるじゃないですか。

【男女平等推進担当課長】 そうなりがちですね。代休も取った方がいいけれど、有休も残っているし。

【会長】 取らなきゃいけないけど取れない。

【委員】 そうすると、ワーク・ライフ・バランスとか仕事の効率化というまた堂々巡りにはなりますが、土日勤務はやめろとは言えないから、代休取得等という言葉を入れたい。

【会長】 入れておきたいですね。

【委員】 はい。あと5ページについては、女性活躍推進はリスクリングとワーク・ライフ・バランスの2つの視点を分けてじゃなくて、併せ持って考え、取組を進めるとよいという意図でした。

【会長】 そうか。分けてもあり得るけれども、併せ持ってということね。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。休日出勤のときにも使える保育園や学童があったらいいのは、市役所職員だけの話ではないという話がありました。

保育園の側からすると、とても人はないし、お金はないしという話でしたが、一般化したい気がしますね。

【委員】 保育園や学童保育と言わないで、ベビーシッターも含めて保育制度としてまとめたらどうでしょうか。

【会長】 大きく括しておくか。

【会長】 もちろん模範となる市役所の取組としてここには入れておきつつ、市民全般にかかわる場所にも再掲していただくといいかもしれません。基本目標Ⅱの「生活と仕事が両立でき、能力と個性を発揮できるまち」のところかな。「子育て及び介護支援の充実」というのが基本施策Ⅱ基本施策3にありますので、そこに設けてもらい

ましよう。あとほかにありますか。

【委員】 委員がいつもおっしゃっているのはプレゼンなので、ここはプレゼンテーションやディベート研修としたほうが、委員の意図が伝わるかなと思います。

【会長】 ディベートは取るか、入れるか。

【委員】 前は具体的にディベートとおっしゃっていたので、両方入れる。

【会長】 プレゼンやディベート研修にしましょう。その下のポツは「人事的な配慮をするなど」で分かりますかね。人事的な配慮とは何かなというのが分かれば。はいどうぞ。

【委員】 5 ページのラインが引いてある 1 番上の「女性委員が少ない会議体について」というところで、充て職で男性が多くなっていると書いてありますけれども、これは何とか委員長だから多くなっているんですか。そうしたら、副も含むみたいに、別に委員長じゃなくても、副でもいいんじゃないか。そうすると、女性がというか、女性、男性どちらも 4 割いたらいいとか課長はおっしゃっていたので、その辺は融通できるんですかね。

【男女平等推進担当課長】 充て職の規定が、教育部長と防災安全部長、消防署長などとなっているので、副ではないんです。

【委員】 そういうふうに規定がなっている。

【委員】 規定がなっているんですよね。

【男女平等推進担当課長】 はい。

【委員】 それは要綱で決まっているという感じなんですか。

【男女平等推進担当課長】 要綱の場合もありますし、条例で設置の会議は条例施行規則などで規定している場合が多いです。

【委員】 その会を代表する、責任のある人が出るということが大事だということだと思いますが、長でなくてもいい場合もあるのではないかなと思うんですけれども。

【市民活動担当部長】 会議体によると思うんですね。国民保護の関係などは、消防や警察の長などが集まる会議なので、どうしても女性が少ない。たまたま所長が女性なら入るんでしょうけれども。

【委員】 教育関係も多かったですね。校長先生とか。

【委員】 いじめ対策委員会ですか。あれは例規としての規則で定めています。

【委員】 そうなんだ。割とがんじがらめなんですね。分かりました。

【会長】 となると、ポツの2つ目の書き方かな。公募委員で女性をなるべくとか、女性が責任ある職に就けるような仕組みづくりというあたりですかね。

【委員】 会長がおっしゃっていたこれ分かるかなというのは、分かりにくいと思うので、職員のライフステージの状況に応じて人事的な配慮をするなど、離職を防止し、女性を育てることも大切である。女性職員、女性管理職。

【会長】 女性のみですか。男も入っているよね。

【委員】 ここは女性の参画の推進のところなので。

【会長】 そうか。これは女性か。

【委員】 そうなんです。女性のみにしたくないんですけれども、女性の参画なので、女性管理職を。「組織として人を守りながら」というのは、私が自分で言って、多分分かりにくかと思うので、もう一回言いますと、「人事的に配慮するなど、離職を防止し、女性管理職を組織として育てること」でどうでしょうか。分かりやすくなりますか。書いたものを事務局にお渡しします。それでよろしければ。「職員のライフステージの状況に応じて人事的な配慮をするなど、離職を防止し、女性管理職を組織として育てることも大切である」、これは日本語の文法が変になりましたけれども、多分これを編集すれば、「組織として人を守りながら」より分かりやすくなるかなと思います。

【男女平等推進担当課長】 大学に出させたというお話もされていましたが。

【委員】 あれは勉強させるのではなく激務からはずして、客員教授のようなポストに就かせるという意味です。

【男女平等推進担当課長】 分かりました。

【会長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょう。お願いします。

【委員】 11ページの子どもたちが昔より性に関する情報に多くさらされていることに留意しつつ、加害者にならない教育というか、被害者と加害者にならないと両方入ってはいけないんですか。

【委員】 いいですね。

【会長】 そうね。1ページも同じように直してもらわなきゃいけない。被害者にも加害者にも。それは2か所直してもらいましょう。

【男女平等推進担当課長】 主管課のほうでは、1ページの下線を引いたところの上なんですけれども、加害者にも被害者にも傍観者にもならないようとしています。

【委員】 いいですね。

【会長】 そうかそうか、大事だよね。

【委員】 確かに。すばらしい。傍観者が多いですね。

【会長】 三方ですね。ほかいかがでしょうか。よろしければ、ここはこれぐらいにしましょう。では次の議題、評価方法です。業務量も多いし、委員会の時間も取り、ほかの審議会はここまでやっていないということもあり、評価方法などについて、事務局から提案があるようです。

【男女平等推進担当課長】 では資料3、資料4になります。現在、課長ヒアリングを複数回に分けて行っていますが、このようにヒアリングをしている個別計画はほかにはありません。ヒアリングの意義はあると思いますが、簡素化する必要もあるため、関係の課長全てを集めて1回で実施をする方向でできないかと考えています。

また、会議の回数についても、計画策定等がない年は4回開催していますが、ほかの計画と比べても男女平等推進審議会は回数が多く、こちらも簡素化が課題となっていました。そこで年間3回で運営する案を作成しました。資料4の上の表は審議会が記載する部分で、下の表は主管課が記載する部分です。第1回では、主管課が記載した推進状況を見ながら、審議会として主管課にどのようなことを聞きたいかを話し合う。第2回は関係課長を全員呼んでヒアリングをする。3回目には審議会としての意見を入れ、評価を完成させる、という流れです。

続いて、資料3に戻りまして、評価の対象とする事業についてです。今までは全事業を対象にしたこともあり、評価は広く浅い感じになっていましたが、案としては、審議会が評価を行うものを重点施策に指定している10施策、その下にひもづく38事業に絞ることで、大事な施策について深く審議ができるようになると考えています。

資料3の4番、評価の段階についてです。現在、主管課の自己評価はA、B、C、Dの記号を使っています。表1-①が現状のA、B、C、Dの評価です。課題としては、例えば完了だとか、検討中という区分がなかったり、また、順調とかおおむね順調の違いが分かりづらいということもありました。

そこで、改正案です。表1-②ですが、これは市の長期計画で使用している評価区分です。これならば、二重丸の完了だとか、四角の検討中ということも選択肢としてはありますし、市の全体的な計画と同じ評価基準なので、主管課としても理解しやすいし、使いやすいだろうという案です。

それから、裏面に行きまして、A、B、Cの記号を使っている主管課の評価を○、×、△の記号に変えたとすると、現在の審議会は○、×、△を使っているため、主管課の評価も審議会の評価も同じ○、×、△の記号になってしまう。区別がしづらくなるので、審議会の評価は、評価段階、評価区分は、意味は変えないけれども、記号はA、B、C、Dの記号を使うというように変えるということです。

それから、5番目です。各事業の毎年度の予定についてですが、現状では100を超える各事業について、各課で毎年度予定を立ててもらっていますが、実際にその記載や取りまとめに事務負担がかなりかかります。その割には、男女平等推進計画で5年間分立てた事業内容と同じような内容を毎年度の計画として書いているものも多いので、もう少し簡素化、効率化できないかと考えていました。

福祉の計画などのように、毎年度の計画は立てておらず、各年度の実績をもって評価をし、進捗管理をしているというものもあります。男女平等推進計画でも、毎年度事業予定を立てるということはしないこととし、その分、各課の毎年度の推進状況の記載は、審議会が評価や議論がしやすいような、数字を入れるなり、もう少し具体的な記載をするように主管課にもお願いすることで、公立的な評価が可能になると考えています。以上、事務局の案です。

【会長】 ありがとうございます。これに関しましてご意見はいかがでしょう。

【委員】 事務局の事務負担は大変だから、簡素化は大賛成です。

【会長】 事務局の負担がね。本当に大変だと思います。特に昨年度の計画策定は、全部で会議を8回もやり、議事録作成も、大変だったかと思います。おかげでいいものができたと思いますけれども。

私は、ほかのこういう男女共同参画の審議会等にもたくさん関わっているんですが、ヒアリングをやっているところはあまりありません。しかも2回もやって、府中市ではたしか1回やっていたけれども、ほかに関わっている審議会では一回もやったことがありませんので、そういう意味では、武蔵野市は直に課長さんの話を聞けて、すごくいい習慣だとは思っています。

【委員】 私もすごくいいと思っているんですよ。ほかでもそうやったほうがいいよと言っているぐらい。

【会長】 ですので、なくすわけにはいかない。

【委員】 多いかもしれないけど、ヒアリングは絶対残して。

【会長】 要るよね。もちろん残していただきたい。

【委員】 1回にまとめて。

【会長】 1回にまとめて。

【委員】 まとめてがいいのか、その辺が分からないけど。

【委員】 取りあえず一回はまとめてみてやるということで、賛成ということでどうでしょう。まとめてやってみて、駄目だったら別の方法を考える。

【会長】 そういう感じでしょうかね。通常の年度の会議は3回という案ですけども、3回でいいですか。4回ぐらい要りますか。ヒアリングが1回ならば、会議は3回で済むかもしれませんけれど。

【委員】 男女共同参画というのは、あらゆるところに横串が入っているので、ヒアリング2回は、私は仕方がないのかなと思っています。あとは全部スリム化するのは賛成です。

【会長】 課がまたがって範囲が広いからね。イメージとしては、呼ぶ課も減らすのでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 数は現在と同程度と考えています。

【委員】 全課長を集めると、しばらく黙って聞いていなきゃいけない課長も増える。そうならないように、2回に分けるという考え方もあります。

【委員】 あるいは、ヒアリングの回だけ時間の設定を変えて、前半と後半みたいに分けるとか、そうすると、ちょっと楽になるかもしれません。

【会長】 来てもらう時間をずらせば。ずっと待っていないでいい。

【委員】 開庁時間内に開催すれば少しは業務改善になるかも知れません。

【委員】 時間設定ね。スリム化には賛成したい。

【委員】 確かに負担は大きいですね。

【会長】 夜ということもあり、本当にそう思います。

【委員】 職員の方々の負担をどう軽減できるか。

【男女平等推進担当課長】 事務局の考えですが、1回目のときに各課の推進状況を紙面で報告しますので、そのときに、こういったことを聞きたいなど意見を出していただく。ヒアリングをする課長には、こんなことを聞きたいと意見がありましたと、事前に伝えておけば、当日は準備もしてくるでしょうし、ポイントが絞られた、密度の濃いヒアリングができるのではないかと思います。

【委員】 委員は、事前にいろいろ調べて質問しなきゃいけないから大変かもしれないけれども、的を射た答えをしていただけるから。

【委員】 そういう意味では、あらかじめそういうふうにおいたほうが、答えるほうもいいでしょうし、聞くほうもいいような気がしますね。パブコメみたいな感じですね。

【会長】 そうね。

【委員】 それには、資料をなるべく早く頂かないと、読む時間がない。

【会長】 早くもらわなきゃいけないね。だから、1回目にこれが事前に届いていないといけない。

【委員】 でも、開催回数が減れば、もう少しそれに合わせて資料を早めに頂く形も取りやすくなるかもしれませんね。

【会長】 1回目にこれを見て、分からない部分を聞かせてほしいという意見ももらい、2回目ではヒアリングの準備をしてきてもらって伺って、ヒアリングを伺った後に質疑応答、意見交換をして、それが3回目にここに反映してくる。その後、同じく3回目に我々はここのコメントを入れ、評価を入れるということになるのかな。

【委員】 それをやるとなると、メールで調整するような業務が増えて、事務局の負担がかなり増えると思うんですが、グーグルフォームでみんなに事前に送っておいたら、そのグーグルフォームはエクセルとかになるんですよね。

【会長】 できますね。

【委員】 そうすれば事務作業も簡便化できる。他にも、例えば日程調整とかも、調整さんみたいなソフトを使えばいいですよ。

【会長】 何日が都合いいというのはすぐ出してくれますからね。

【委員】 あれは便利ですね。

【委員】 以前、自分のところのスタッフは、そのようなソフトを使うのは、相手に失礼ではないかと使うのをためらっていましたが、私から指示をして使うようにしました。ですので、この審議会でも委員に対して失礼ではないかなどと考えず、事務作業が減らせるような形でやってもらえればいいと思います。

【市民活動担当部長】 実は、市役所は情報セキュリティが厳しいので、グーグルフォームが使えない可能性があります。ほかの会議でのことですが、グーグルフォームで皆さんに資料を送っているんですけども、私だけ落とせないこともありました。

【委員】 それをＩＴ部門に言ってもらえないですかね。

【市民活動担当部長】 そうですね。どこまでできるかというのは話してみないとわかりませんが。

【会長】 セキュリティーの問題があるからね。

【委員】 そうですね。グーグルフォームは一例として言っただけなので、ほかに何か良い方法があれば。

【市民活動担当部長】 この量の資料を事前にお送りするということでは、便利かなと思いますので、やり方は検討してみたいです。

【会長】 どうでしょう。ほかに。３回でやってみてですかね。いいですか。

あと、評価方法については、所管課は○、△、×で、我々はＡ、Ｂ、Ｃにしていくということですがけれども、資料４のようなイメージでいいでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【会長】 なるべく報告は、相談者が何人いたとかという具体的な数字も欲しいですし、いろいろ記入してもらう項目があることは、細かく入れてもらえればと思います。

では、来年度から、評価方法を少しスリム化し、会議回数も少しスリム化し、しかもＩＣＴをうまく利用して、お互いの負担を減らすみたいなことで新しい審議会に臨めればと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会は、これにて閉会したいと思います。どうもありがとうございました。